今日を支える、明日を変える。

タキロンシーアイ

第129期　定時株主総会
招　集　ご　通　知

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

郵送またはインターネット等による議決権行使期限
2024年6月25日（火曜日）午後5時35分まで

場 所

大阪市北区梅田三丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階 名庭（なにわ）の間
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

議 案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

株主総会の模様をインターネット上でライブ配信いたしますので、是非ご視聴ください。

証券コード　4215

タキロンシーアイ株式会社

証券コード 4215
2024年6月4日

株主各位

大阪市北区梅田三丁目1番3号
タキロンシーアイ株式会社
代表取締役社長　福田祐士

第129期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第129期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　株主の皆様におかれましては、後記の「議決権行使のお願い」のとおり議決権を行使することができますので、お手数ながら次頁のいずれかのウェブサイトにアクセスし、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場　所　大阪市北区梅田三丁目1番1号
　　ホテルグランヴィア大阪 20階 名庭（なにわ）の間
3. 目的事項

報告事項
1. 第129期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
　事業報告、連結計算書類の内容ならびに
　会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第129期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
　計算書類の内容報告の件

決議事項
- **第1号議案**　剰余金の処分の件
- **第2号議案**　取締役7名選任の件
- **第3号議案**　監査役4名選任の件
- **第4号議案**　補欠監査役1名選任の件
- **第5号議案**　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下インターネット上の各ウェブサイトに「第129期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社 ウェブサイト	https://www.takiron-ci.co.jp/ir/stock/meeting.html	
東証 ウェブサイト	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 銘柄名（タキロンシーアイ）またはコード（4215）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。	
株主総会 ポータル® （三井住友信託銀行）	https://www.soukai-portal.net 本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLからアクセスし、議決権行使書用紙に記載のID・初期パスワードをご入力ください。	QRコードは議決権行使書用紙にございます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

なお、「第129期定時株主総会招集ご通知」および「第129期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにその旨および修正前後の事項を掲載させていただきます。

［書面交付請求をされなかった株主様へ］

基準日までに書面交付請求をされなかった株主様には、上記ウェブサイトに掲載の株主総会参考書類（議案および参考事項）の要旨をご送付しております。

次回以降、書面での資料の送付を希望される株主様で、書面交付請求のお手続きをお済ませでない方は、基準日までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。書面交付請求のお手続き等につきましては、当社株主名簿管理人 三井住友信託銀行またはお取引の証券会社までお問合せください。

［書面交付請求をされた株主様へ］

基準日までに書面交付請求をされた株主様には、法令および当社定款の定めに従い、電子提供措置事項を記載した交付書面をご送付しております。

なお、以下①～⑦の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、交付書面には記載せず、上記のウェブサイトに掲載しております。①～⑦については監査役が、④～⑦については会計監査人が監査報告書を作成するに際して、事業報告・連結計算書類・計算書類の一部として、併せて監査しております。

①事業報告の「会計監査人の状況」
②事業報告の「内部統制システムに関する事項」
③事業報告の「内部統制システムの運用状況の概要」
④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
⑤連結計算書類の「連結注記表」
⑥計算書類の「株主資本等変動計算書」
⑦計算書類の「個別注記表」

議決権行使のお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。
以下のいずれかの方法により、是非とも議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席される場合

① 株主総会で議決権を行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



株主総会開催日時

2024年6月26日（水）
午前10時

事前に議決権を行使される場合

② 書面（郵送）で議決権を行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご郵送ください。



行使期限

2024年6月25日（火）
午後5時35分到着分まで

③ スマートフォン・パソコン等で議決権を行使

次頁をご参考のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。



行使期限

2024年6月25日（火）
午後5時35分まで

①②の方法で議決権を行使される場合「議決権行使書用紙のご記入方法」

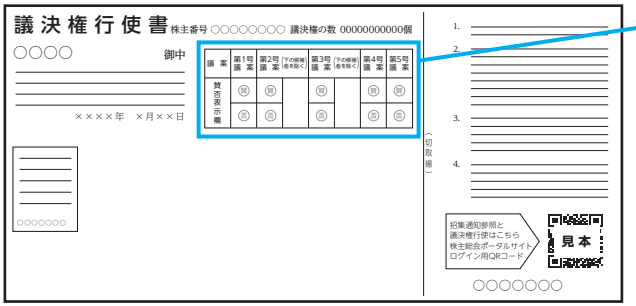

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号・第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号・第4号・第5号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

<議決権行使書の賛否のお取扱い>

議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

<重複して議決権を行使された場合のお取扱い>

スマートフォン・パソコン等と議決権行使書の郵送の双方により重複して議決権を行使された場合は、入力・到着日時を問わずスマートフォン・パソコン等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

また、スマートフォン・パソコン等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

③の方法で議決権を行使される場合「スマートフォン・パソコン等による議決権行使方法」

三井住友信託銀行ウェブサイト「株主総会ポータル®」をご利用ください。

スマートフォンからアクセスする方法

1. 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
2. トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
3. トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

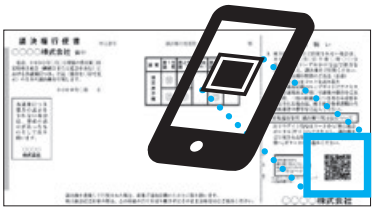

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。





パソコン等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL　▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶https://www.web54.net

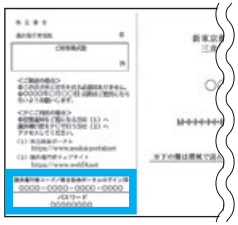

事前質問受付のご案内

株主総会ポータルを通じて、株主様より目的事項に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ／クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

事前質問受付期限　2024年6月21日（金）午後5時まで

<ご注意事項>

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用になれない場合もあります。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

<お問い合わせ>

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
☎0120－652－031
受付時間：午前9時～午後9時

ぜひQ&Aもご確認ください。

株主総会ライブ配信のご案内

配信日時	2024年6月26日(水) 午前10時～株主総会終了時刻まで

※ライブ配信画面は、午前9時30分頃に開設予定です。

ライブ配信によるご視聴は、会社法上の出席には該当しません。
事前に議決権を行使いただいたうえで、ご視聴くださいますようお願い申しあげます。
パソコン、タブレット、スマートフォン等で以下のウェブサイトにアクセスしてください。

株主総会ライブ配信ウェブサイト

https://4215.ksoukai.jp

※視聴環境のテストページを6月4日（火）に開設予定です。上記ウェブサイトにアクセスし、ログイン後に表示される画面左下「視聴環境用動画を再生する」からご確認いただけます。

ライブ配信視聴（ログイン）に必要なもの

1 ID　議決権行使書類等に記載されている「株主番号」（数字9桁）

2 パスワード　議決権行使書に記載の「郵便番号」（数字7桁、ハイフン不要）

株主番号メモ欄

議決権行使書を投函される前に、必ず株主番号をお手元にお控えください。

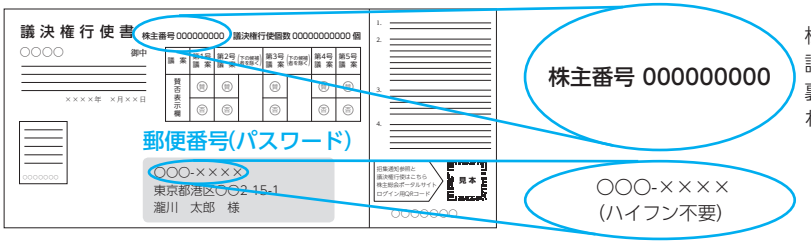

株主番号は、議決権行使書裏面に記載されています。

3 インターネットに接続できる機器



※株主総会ポータル（議決権行使書右下のQRコード）からもライブ配信をご視聴いただけます。
※ライブ配信の中止など、株主の皆様へお知らせすべき事項が発生した場合は、当社ウェブサイト（https://www.takiron-ci.co.jp）にてお知らせいたします。

ログイン方法のご案内

1 ご準備いただくもの 株主番号（9桁）、郵便番号（7桁）、インターネットに接続できる機器の3つをご準備ください。

株主番号（9桁）＝ID
（議決権行使書に記載）
と
郵便番号（7桁）＝パスワード
（議決権行使書に記載）
と
インターネットに接続できる機器
パソコン　タブレット　スマートフォン

※パスワード（郵便番号）の入力にはハイフン（-）は不要です。

2 ウェブサイトへのアクセス方法

以下のURLまたはQRコードから、専用ウェブサイトにアクセスします。

https://4215.ksoukai.jp

※1つのIDで1つの機器からしかアクセスできません。

配信開始	株主総会開会
2024年 6月26日（水） 午前9時30分～	午前10時00分～

3 ご視聴にあたって

STEP1 IDとパスワードを入力して「ログイン」を押してください。

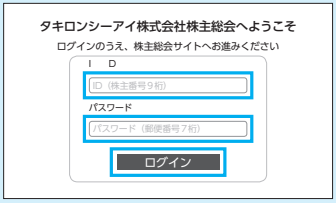

STEP2 「参加」を押してください。

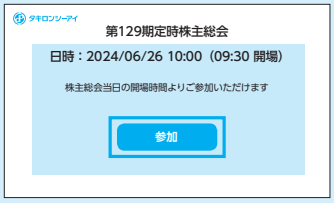

4 コメントのご入力方法

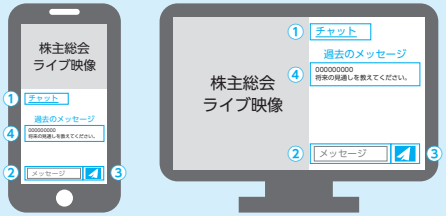

① チャットタブを選択
② コメントを入力
③ ✈マークを押下
④ 送信済コメントはこちらでご確認

※投稿いただいたコメントは、株主総会における会社法上のご質問とはなりませんが、後日当社ウェブサイトにてご回答させていただくことがあります。
なお、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

＜お問い合わせ先＞

◆IDおよびパスワードについて	◆ライブ配信の視聴について
三井住友信託銀行株式会社　☎0120－782－041 6月4日（火）～6月26日（水） 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・休日を除く。）	**株式会社ブイキューブ　☎03－6833－6215** 6月26日（水） 受付時間：午前9時～株主総会ライブ配信終了まで

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社グループは、2023年4月に策定した単年度経営計画に沿い定量計画の達成、ならびに収益力改善に主眼を置いたタキロンシーアイグループ全体の構造改革を着実かつ速やかに実行すべく邁進してまいりました。

また、株主様への還元策として、企業価値向上を通じて安定的かつ継続的に株主様に還元する考えの下、配当性向40%を目安として配当することを基本方針としております。

第129期の期末配当につきましては、上記の方針および連結業績を勘案いたしまして、1株当たり11円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金11円を加えた年間配当金は22円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 11円 総額 1,073,328,509円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

第2号議案　取締役7名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、選任プロセスの客観性・透明性を高めるため、指名・報酬委員会での審議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

男性6名、女性1名

候補者番号	氏名	現在の当社における地位と担当	取締役会出席率
1	福田（ふくだ）　祐士（ゆうじ）　(男性)　再任	代表取締役社長	100% (18／18回)
2	上田（うえだ）　明裕（あきひろ）　(男性)　新任	副会長 フィルム事業本部長 兼 シーアイマテックス株式会社 代表取締役社長	–
3	福島（ふくしま）　昇（のぼる）　(男性)　再任	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 兼 CCO	100% (18／18回)
4	菊地（きくち）　浩徳（ひろのり）　(男性)　新任	常務執行役員 経営企画本部長 兼 生産本部長 兼 CIO	–
5	高坂佳詩子（こうさかよしこ）　(女性)　再任　社外　独立	取締役	100% (18／18回)
6	貝出（かいで）　健（たけし）　(男性)　再任　社外　独立	取締役	100% (18／18回)
7	石塚（いしづか）　博昭（ひろあき）　(男性)　新任　社外　独立	–	–

（注）高坂佳詩子氏の戸籍上の氏名は、宮端佳詩子（みやばたよしこ）であります。

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所届出独立役員

候補者番号 1 福田 祐士（ふくだ ゆうじ）（1957年1月21日生） 再任



所有する当社株式の数
101,250株
取締役会出席率
100%(18/18回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 4 月	伊藤忠商事株式会社入社
2005年 1 月	同社業務部長
2006年 5 月	同社化学品部門長
2006年 6 月	同社執行役員
2008年 4 月	同社生活資材・化学品カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント 兼 化学品部門長
2009年 4 月	同社常務執行役員
2012年 4 月	同社エネルギー・化学品カンパニープレジデント
2012年 6 月	同社代表取締役常務執行役員
2015年 4 月	同社代表取締役専務執行役員
2016年 4 月	同社専務執行役員 同社アジア・大洋州総支配人 兼 伊藤忠シンガポール会社社長 兼 CP・CITIC管掌
2019年 4 月	同社副社長執行役員 同社東アジア総代表 兼 アジア・大洋州総支配人 兼 CP・CITIC管掌
2019年 6 月	同社代表取締役副社長執行役員
2022年 4 月	同社理事
2022年 6 月	当社代表取締役副社長執行役員 社長補佐 兼 経営企画・研究開発・海外事業管掌
2023年 4 月	当社代表取締役社長（現在）
2024年 3 月	クオンタムソリューションズ株式会社社外取締役（現在）

■ 取締役候補者とした理由

伊藤忠商事株式会社において長年にわたり化学品部門ならびに同社の経営に携わり、2012年同社代表取締役に就任、2019年より同社代表取締役副社長執行役員を務め、2022年当社代表取締役副社長執行役員を経て、2023年4月代表取締役社長に就任いたしました。現在経営および業務執行の最高責任者として事業の拡大と高収益化を推し進めており、海外事業会社を含め、経営に関する豊富な経験と高度な知見を有していることから、引き続き、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。

（注） 1. 福田祐士氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社における現在および過去10年間の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

候補者番号 2 上田（うえだ） 明裕（あきひろ）（1958年10月13日生） 新任



所有する当社株式の数
75,927株
取締役在任期間
2019年6月から
2023年6月まで

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4 月	伊藤忠商事株式会社入社
2008年 4 月	同社合成樹脂部長
2012年 4 月	同社化学品部門長代行 兼 合成樹脂部長
2013年 4 月	同社執行役員
2014年 4 月	同社東アジア総代表補佐（華東担当）（上海駐在）兼 上海伊藤忠商事有限公司総経理
2015年 4 月	同社常務執行役員 同社東アジア総代表（北京駐在）兼 伊藤忠（中国）集団有限公司董事長 兼 上海伊藤忠商事有限公司董事長 兼 伊藤忠香港会社会長 兼 BIC董事長
2019年 4 月	当社専務執行役員 当社建築資材事業本部長
2019年 6 月	当社取締役 専務執行役員
2022年10月	当社機能フィルム事業本部長
2023年 6 月	当社専務執行役員
2024年 4 月	当社副会長（現在） 当社フィルム事業本部長 兼 シーアイマテックス株式会社代表取締役社長（現在）

■ 取締役候補者とした理由

伊藤忠商事株式会社において長年にわたり化学品部門に携わり、2015年同社常務執行役員、2019年当社取締役専務執行役員に就任し、建築資材事業本部長、機能フィルム事業本部長を経て、2024年副会長に就任し、同年よりフィルム事業本部長を務めております。当社の経営および事業全般に豊富な経験と知見を有していることから、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。

（注） 1. 上田明裕氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社における現在および過去10年間の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

候補者番号 3 福島（ふくしま） 昇（のぼる）（1963年12月7日生） 再任



所有する当社株式の数
25,092株
取締役会出席率
100%(18/18回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月	伊藤忠商事株式会社入社
2012年 5 月	同社機械カンパニーCFO補佐 兼 機械経理室長
2014年 5 月	同社経理部経理企画室長
2015年 4 月	同社経理部長代行 兼 経理企画室長
2016年 5 月	同社住生活カンパニーCFO
2018年 5 月	同社東アジア総代表補佐経営管理担当 兼 東アジア経営管理グループ長 兼 上海伊藤忠商事有限公司出向
2022年 5 月	当社執行役員 当社経営管理本部長
2023年 4 月	当社常務執行役員 当社経営管理本部長 兼 CIO
2023年 6 月	当社取締役 常務執行役員（現在）
2024年 4 月	当社経営管理本部長 兼 CCO（現在）

■ 取締役候補者とした理由

伊藤忠商事株式会社において長年にわたり財務・経理部門に携わり、2016年同社住生活カンパニーCFO、2018年同社東アジア総代表補佐経営管理担当を務め、2022年当社執行役員に就任、同年より経営管理本部長を務め、2023年常務執行役員、2023年6月取締役に就任を経て、現在コンプライアンスの統括責任者としてCCOを兼任しております。複数の海外事業会社での実務経験を含め、財務・経理分野を中心に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。

（注） 1. 福島昇氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社における現在および過去10年間の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

候補者番号 4 菊地（きくち） 浩徳（ひろのり）（1962年6月27日生） 新任



所有する当社株式の数
35,977株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	当社入社
2009年 4 月	当社安富工場長 兼 製造グループ長
2012年 1 月	三和サインワークス株式会社 出向
2016年 4 月	当社揖保川事業所長 兼 網干工場長
2016年 6 月	当社執行役員
2018年 4 月	当社生産本部副本部長
2019年 4 月	当社経営企画部長
2020年 4 月	当社経営企画本部長
2021年 4 月	当社常務執行役員（現在）
	当社生産本部長
2024年 4 月	当社経営企画本部長 兼 生産本部長 兼 CIO（現在）

■ 取締役候補者とした理由

安富工場長、揖保川事業所長、網干工場長を務め、2016年執行役員に就任、生産本部副本部長、経営企画本部長を経て、2021年常務執行役員に就任、現在経営企画本部長、生産本部長、さらに情報戦略の統括責任者としてCIOを兼任しております。当社の経営および生産部門全般に豊富な経験と知見を有していることから、経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。

（注）菊地浩徳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 5 高坂 佳詩子（こうさか よしこ）（1976年9月20日生） 再任 社外 独立



所有する当社株式の数
8,040株
取締役会出席率
100%(18/18回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年10月	弁護士登録
	西村法律会計事務所入所
2007年７月	弁護士登録抹消（育児休業等のため）
2013年１月	弁護士再登録
	鷹喜法律事務所入所
2016年４月	色川法律事務所（現 弁護士法人色川法律事務所）入所（現在）
2020年６月	当社取締役（現在）
2022年６月	株式会社カネミツ社外監査役（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として高度な専門性と企業法務に関する豊富な知見を活かし、2020年当社社外取締役に就任して以来、独立した立場から積極的な発言を行っており、引き続き、当社社外取締役として適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。同氏は、過去に社外役員以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、今後も上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

■ 独立性について

高坂佳詩子氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。本議案において同氏の再任が承認された場合、当該指定を継続する予定であります。

（注） 1. 高坂佳詩子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外取締役候補者であります。
3. 同氏の戸籍上の氏名は、宮端佳詩子（みやばたよしこ）であります。

候補者番号 6 貝出（かいで） 健（たけし）（1955年3月16日生） 再任 社外 独立



所有する当社株式の数
3,920株
取締役会出席率
100%(18/18回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年４月	三井石油化学工業株式会社（現 三井化学株式会社）入社
2003年１月	シンガポールMitsui Chemicals Asia, Ltd. 副社長
2004年10月	三井化学（上海）有限公司常務副総経理 兼 中国PTA営業統括
2005年６月	三井化学株式会社合繊原料事業部副事業部長
2010年10月	同社PTA・PET事業部長 兼 Siam Mitsui PTA Co., Ltd. 社長
2013年４月	同社理事　米州総代表 兼 三井化学アメリカ社長
2015年４月	同社常務理事 兼 株式会社プライムポリマー代表取締役社長
2018年４月	三井化学東セロ株式会社代表取締役社長執行役員
2021年４月	同社相談役
2022年３月	同社相談役退任
2022年６月	当社取締役（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年総合化学メーカーにおいて携わった事業推進や海外を含む複数の事業会社の経営にて培われた豊富な経験と知見を活かし、2022年当社社外取締役に就任して以来、独立した立場から積極的な発言を行っており、引き続き、当社社外取締役として適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

■ 独立性について

貝出健氏は、2021年3月まで三井化学東セロ株式会社の業務執行者でありました。当社グループは同社グループから原材料の仕入や製品の販売等で取引がありますが、取引金額の割合は、2%未満であり、主要な取引先には該当しません。
同氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。本議案において同氏の再任が承認された場合、当該指定を継続する予定であります。

（注） 1. 貝出健氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号 7 石塚 博昭（いしづか ひろあき）（1950年2月23日生） 新任 社外 独立



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年 4 月	三菱化成工業株式会社（現 三菱ケミカル株式会社）入社
1987年 8 月	太洋尼龍股份有限公司取締役副社長
1993年 7 月	三菱化成株式会社東京支店樹脂部門主席
1994年 4 月	三菱エンジニアリングプラスチックス株式会社東京支店営業第一部長
2003年 6 月	同社取締役海外営業部長
2005年 4 月	同社常務取締役営業本部長
2007年 4 月	三菱化学株式会社執行役員ポリマー本部長
2008年 7 月	同社執行役員化学品本部長 兼 ポリマー本部長
2009年 4 月	同社常務執行役員ポリマー本部長 兼 石化企画管理部門長
2009年 6 月	同社取締役常務執行役員ポリマー本部長 兼 石化企画管理部門長
2011年 4 月	同社代表取締役 取締役専務執行役員石化基盤本部長 兼 ポリマー本部長
2012年 4 月	同社代表取締役 取締役社長 株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役 株式会社地球快適化インスティテュート取締役
2015年 4 月	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役副会長
2017年 4 月	三菱ケミカル株式会社相談役（現 シニアエグゼクティブコンサルタント）（現在）
2017年 6 月	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団理事長（現在）
2018年 4 月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長
2023年 4 月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構顧問（現在） 国立研究開発法人科学技術振興機構 自己評価委員会委員（現在）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	長年総合化学メーカーにおいて素材分野に携わった幅広い知見と、事業会社の代表取締役として経営の意思決定に関与する他、複数の事業会社の経営に携わった豊富な知識と経験を有していることから、当社社外取締役として適切な経営の意思決定と監督の遂行を期待しているためであります。
■ 独立性について	石塚博昭氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、本議案において同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

（注） 1. 石塚博昭氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外取締役候補者であります。

■ 責任限定契約の内容の概要

当社は、高坂佳詩子、貝出健の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、当社は石塚博昭氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

■ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第3号議案　監査役4名選任の件

監査役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、選任プロセスの客観性・透明性を高めるため、指名・報酬委員会での審議を経ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

本案が原案どおり承認可決されますと、監査役会の構成は、次のとおりとなります。

男性3名、女性1名

候補者番号	氏名	当社における地位
1	岩崎（いわさき）　秀治（ひではる）（男性）　新任	常勤監査役
2	杉浦（すぎうら）　英樹（ひでき）（男性）　新任	監査役
3	中島美砂子（なかじまみさこ）（女性）　新任　社外　独立	監査役
4	小野（おの）　慎一（しんいち）（男性）　新任　社外　独立	監査役

新任　新任監査役候補者　　社外　社外監査役候補者　　独立　東京証券取引所届出独立役員

候補者番号 1 岩崎（いわさき） 秀治（ひではる）（1959年12月30日生） 新任



所有する当社株式の数
34,671株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年４月	当社入社
2010年６月	当社執行役員
	当社住環境事業本部副本部長 兼 同商品開発部長
2011年４月	当社開発部長
2013年６月	当社取締役 兼 執行役員
2015年４月	当社新事業企画部長 兼 開発担当 兼 防災レジリエンスBU担当 兼 ゲルプロダクトBU担当
2015年６月	当社取締役 兼 常務執行役員
2017年４月	当社建築資材事業本部長
2018年４月	当社常務執行役員
2019年４月	当社経営企画本部長 兼 研究開発部担当
2019年６月	当社取締役 兼 常務執行役員
2020年４月	当社生産本部長
2021年６月	当社常務執行役員
2022年４月	当社研究開発本部長
2024年４月	当社顧問（現在）

■ 監査役候補者とした理由

商品開発部長、開発部長を務め、2013年取締役に就任、建築資材事業本部長、経営企画本部長、生産本部長、研究開発本部長を務めておりました。当社の経営、事業、生産および研究開発全般の幅広い分野において、豊富な経験と知見を有していることから、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。

（注）岩崎秀治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号 2 **杉浦 英樹**（すぎうら ひでき）（1967年5月18日生） 新任



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1992年 4 月	伊藤忠商事株式会社入社
2010年 4 月	同社リスクマネジメント部機械リスク管理チーム長
2011年 4 月	同社機械・情報リスク管理室長
2012年 4 月	同社機械リスク管理室長
2013年 4 月	同社監査部監査第二室長代行
2016年 4 月	同社エネルギー・化学品事業統括室長
2017年 4 月	同社エネルギー・化学品リスク管理室長
2020年 8 月	伊藤忠欧州会社（ロンドン駐在）兼 同社欧州総支配人付
2021年 4 月	伊藤忠欧州会社（ロンドン駐在）兼 同社欧州・CIS総支配人付
2024年 4 月	同社エネルギー・化学品カンパニーCFO（現在）

■ 監査役候補者とした理由

伊藤忠商事株式会社において長年にわたり事業審査・リスクマネジメント部門に携わり、現在エネルギー・化学品カンパニーCFOを務めております。同社での経営管理の実務経験や知見に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。

（注） 1. 杉浦英樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏の上記「略歴、地位および重要な兼職の状況」欄には、当社の親会社である伊藤忠商事株式会社における現在および過去10年間の業務執行者としての地位および担当を含めて記載しております。

候補者番号 3 中島（なかじま） 美砂子（みさこ）（1968年1月31日生） 新任 社外 独立



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1997年 4 月	弁護士登録
	飯田橋法律事務所入所
2004年 6 月	飯田橋法律事務所退所
	江東橋法律事務所開設 代表
2010年 1 月	江東橋法律事務所閉所
	中島法律事務所開設 代表（現在）
2014年12月	公認会計士登録
2020年 4 月	東京水道株式会社社外取締役・常勤監査等委員（現在）

■ 社外監査役候補者とした理由	弁護士として企業法務に関する豊富な知見と、公認会計士として会計監査に関する高度な専門性を有していることから、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
■ 独立性について	中島美砂子氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、本議案において同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

（注） 1. 中島美砂子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外監査役候補者であります。
3. 同氏が東京水道株式会社社外取締役・常勤監査等委員在任中の2020年6月に、同社従業員による道路占用許可申請に係る不適正処理が発覚しました。本件は同氏が就任後間もなく発生した事案でもあり、同氏は事前に本件を認識しておりませんでした。本件発覚後においては、監査等委員として取締役に対して厳重注意を行うとともに、組織的・構造的な問題として事業全体の業務改革を実施するよう求め、チェックやフォロー体制の仕組み化など再発防止に向けた取り組みに対して適宜発言を行うなど、その職責を適切に果たしております。
4. 同氏が東京水道株式会社社外取締役・常勤監査等委員在任中の2023年2月に、同社従業員による個人情報の第三者提供における不正行為が発覚しました。同氏は事前に本件を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会ならびに監査等委員会などにおいて、法令遵守の重要性について提言や助言を行っておりました。また、本件発覚後においては、「個人情報保護・コンプライアンス向上対策検討委員会」が設置され、同氏は委員として「社員に対する教育・研修」、「システム技術」、「情報漏えい対策」の3つの観点から、個人情報保護の取り組み強化、コンプライアンス向上の取り組み強化に対して適宜提言を行うなど、その職責を適切に果たしております。

候補者番号 4 小野 慎一（おの しんいち）（1969年4月19日生） 新任 社外 独立



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1991年10月	監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
1995年３月	公認会計士登録
1998年10月	あずさ監査法人 仙台事務所マネジャー
2001年10月	同社東京事務所マネジャー
2002年６月	同社退社
2002年７月	公認会計士小野慎一事務所開設 代表
2004年８月	税理士登録
	公認会計士税理士小野慎一事務所代表（現在）
2005年６月	株式会社滝澤鉄工所（現 株式会社TAKISAWA）監査役
2016年６月	同社取締役監査等委員
2022年６月	同社取締役監査等委員退任
2023年６月	東京税理士会理事（現在）

■ 社外監査役候補者とした理由

長年、監査法人にて監査業務に従事され、また現在、公認会計士税理士事務所を開設し、会計・税務業務、税務調査支援・税務訴訟支援業務、会計監査業務などを通じて監査および会計・税務に関する高度な専門性を有していることから、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。
同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 独立性について

小野慎一氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、本議案において同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

（注） 1. 小野慎一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、社外監査役候補者であります。

■ 責任限定契約の内容の概要

当社は、岩﨑 秀治、杉浦 英樹、中島 美砂子、小野 慎一の各氏の選任が承認された場合、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

■ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

（ご参考）スキルマトリックス（第2号議案・第3号議案が原案どおり承認された場合）

当社グループ企業理念の実現、事業ポートフォリオ戦略の実行およびSDGs経営の推進等を図るため、当社の取締役および監査役が備えるべきスキルを「スキルマトリックス」として定義しております。

第2号議案・第3号議案が原案どおり承認された場合、各取締役および各監査役の「スキルマトリックス」は以下のとおりとなります。

	スキル	企業経営	環境・社会	財務・会計	人材開発	法務・ガバナンス	営業・マーケティング	技術・研究開発	グローバル
取締役	福田祐士	●		●	●	●	●		●
	上田明裕	●			●	●	●		●
	福島昇	●		●	●	●			●
	菊地浩徳	●	●		●			●	
	高坂佳詩子	●		●		●			
	貝出健	●					●		●
	石塚博昭	●	●		●		●	●	●
監査役	岩﨑秀治	●					●	●	
	杉浦英樹	●				●			●
	中島美砂子			●		●			
	小野慎一	●		●		●			

第4号議案　補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ社外監査役の補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、選任プロセスの客観性・透明性を高めるため、指名・報酬委員会での審議を経ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

近藤（こんどう）　修一（しゅういち）　（1965年1月28日生）



所有する当社株式の数
0株

略歴および重要な兼職の状況

1987年 4 月	株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
1996年 2 月	同行上海支店
2005年 2 月	株式会社みずほ銀行国際営業部
2007年 5 月	株式会社みずほコーポレート銀行中国営業推進部
2009年 2 月	同行中国アドバイザリー部長
2011年 6 月	GCA株式会社（現 Houlihan Lokey Inc.）入社
	エグゼクティブディレクター
	GCA（上海）投資諮詢有限公司董事長
	GCA（台湾）投資諮詢有限公司董事長
2020年11月	MKKアジアパートナーズ株式会社代表取締役社長（現在）

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由	長年にわたり金融機関に勤務され、国内はもとより海外の金融市場にも精通しており、幅広い知見と豊富な経験を有していることから、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。
■ 独立性について	近藤修一氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、本議案において同氏の選任が承認され監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

■ 責任限定契約について	当社は、近藤修一氏の選任が承認され監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
■ 役員等賠償責任保険契約について	当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。 近藤修一氏の選任が承認され監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

（注） 1. 近藤修一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

（ご参考）「社外役員の独立性判断基準」について

当社は、社外役員候補者の選定にあたり、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、以下の当社独自基準を満たす候補者を選定することとしております。

当社は、社外役員が独立性を有していると判断するには、当該社外役員が以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならないものとします。

1. 当社グループを主要な取引先とする者（当該取引先グループの連結売上高のうち、当社グループへの売上が2%以上）またはその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（当社グループの連結売上高のうち、当該取引先グループへの売上が2%以上）またはその業務執行者
3. 当社のメインバンク、主幹事証券会社、会計監査人である監査法人に所属する者
4. 当社から役員報酬以外に一定額（年間1,000万円）以上の金銭その他財産上の利益を受けている弁護士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、これらに所属する者を含む。）
5. 就任の前10年以内のいずれかの時において、当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役、兄弟会社の業務執行者
6. 当社の主要株主（親会社を除き総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
7. 当社グループの業務執行者または上記1から6までに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族
8. 最近5年間において、上記1から4、6、7に該当していた者
9. 社外取締役の在任期間が通算6年間を超えることになった者

第5号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額改定の件

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」、「短期インセンティブ（賞与）」および「中長期インセンティブ（株式報酬）」で構成されております。このうち「中長期インセンティブ（株式報酬）」は、「株式交付信託（業績連動）※1」および「事前交付型譲渡制限付株式報酬※2」で構成されており、いずれも、2006年6月29日開催の第111期定時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役の報酬等の額（年額420百万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。））とは別枠で支給しております。

※1. 2023年6月28日開催の第128期定時株主総会において最終改定した内容で運用しております。

※2. 2021年6月25日開催の第126期定時株主総会においてご承認をいただき（当該ご承認の決議を、以下、「前回決議」といいます。）導入し、現在に至るまで運用しております。

本議案は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより強化するとともに、取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、「株式交付信託（業績連動）」に代えて、「事前交付型譲渡制限付株式報酬」の報酬枠を以下のとおり増額改定することについてご承認をお願いするものです。

すなわち、「事前交付型譲渡制限付株式報酬」は、当社が取締役（非業務執行取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して金銭報酬債権を支給し、対象取締役から当該金銭報酬債権の全部の現物出資を受けることにより、対象取締役に対して譲渡制限付株式（当社の普通株式ですが、下記のとおり、当社と取締役との合意により、譲渡制限を付けます。）を発行または処分するというものですが（この報酬制度を、以下、「本制度」といいます。）、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内といたします（前回決議においては、年額20百万円以内とご承認いただいておりました。）。

また、かかる金銭報酬債権の現物出資により発行または処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年40,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の

普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合には、かかる分割比率または併合比率等に応じて調整されるものとします。）とし、1株当たりの払込金額は、株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします（前回決議にて、年20,000株以内とご承認いただいております。）。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。

当社は、2024年3月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を事業報告44頁に記載のとおり定めておりますが、本議案の内容は、当該方針に沿った報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっていますので、本議案の内容は相当であると判断しております。

本議案が原案のとおり承認可決された場合には、「株式交付信託（業績連動）」に係る報酬枠を廃止するものとします（注）。

なお、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

本議案による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、本議案の【ご参考】の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。なお、当該内容につきましては、前回決議にてご承認いただいた内容から変更ございません。

注：「株式交付信託（業績連動）」は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、業績目標の達成度に応じて各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて各取締役に対して交付される、というものですが、本議案が原案のとおり承認可決された場合には、以降、当社株式の取得資金としての金銭の拠出および本株主総会終結後の職務執行に対する対価としての新たなポイントの付与は行わないものとします。なお、本議案が原案のとおり承認可決された場合であっても、本株主総会終結以前の期

間の職務執行に対する対価としての新たなポイントの付与を行うことがあります。また、付与されたポイントの数に相当する当社株式の交付は、原則として各取締役の退任時に行う内容となっていますので、この報酬枠の廃止後も、既に付与されているポイントの数に相当する当社株式の交付は（従前のとおり、原則として各取締役の退任時に）行います。「株式交付信託（業績連動）」は、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても導入しておりますが、本議案が原案どおり承認可決された場合、執行役員についても、同様に、廃止する予定です。

【ご参考】譲渡制限付株式割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役を退任（ただし、当社の執行役員を兼任している場合または取締役を退くと同時に当社の執行役員に就任する場合には、当社の取締役および執行役員のいずれでもなくなったことをもって「退任」とする。以下同じ。）する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役の退任が当社の取締役会が正当と認める理由による退任であることを条件として、本割当株式の全部（ただし、下記（3）②により本割当株式の一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部）について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じた数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部または一部を無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以　上

事業報告（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

1.企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進み、足踏みもみられるものの、内需を中心に緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方、エネルギー価格や原材料価格の上昇、世界的な金融引締め、ウクライナ情勢の長期化、中国経済や中東地域をめぐる情勢の先行き懸念など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境におきましては、マンション改修工事の需要が引き続き好調であり、土木関連資材の一部でも需要回復がみられたものの、金融引締め等を背景とした欧州市場の低迷の長期化に加えて、前年同期に活況であった半導体市況の減速など予断を許さない状況が続きました。

このような環境のもと、2023年度単年度経営計画の基本方針に沿い、定量計画の必達と定性計画の確実な実行を念頭に事業活動を行ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は1,375億8千1百万円（前年同期比5.6％減）、営業利益は62億2千8百万円（前年同期比7.5％増）、経常利益は65億1百万円（前年同期比9.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は51億2百万円（前年同期比107.4％増）となりました。

次に、各事業のセグメント別の概況をご報告申しあげます。

(ご参考)

● 売上高

第128期 2023年3月期	前年同期比	第129期 2024年3月期
145,725百万円	5.6％減	137,581百万円

● 営業利益

第128期 2023年3月期	前年同期比	第129期 2024年3月期
5,791百万円	7.5％増	6,228百万円

● 経常利益

第128期 2023年3月期	前年同期比	第129期 2024年3月期
5,923百万円	9.8％増	6,501百万円

● 親会社株主に帰属する当期純利益

第128期 2023年3月期	前年同期比	第129期 2024年3月期
2,460百万円	107.4％増	5,102百万円

建築資材事業セグメント

住設建材事業は、原材料価格や物流費上昇に伴う製品値上げによる増収効果やインバウンド回復等によるサイネージ需要の拡大もありましたが、新設住宅着工戸数の減少に加え、建設資材や飼料価格の高止まりによる畜産業界の設備投資減少の影響を受け、住宅・非住宅物件への販売が回復せず、事業全体では減収となりました。

床・建装事業は、欧州における建装資材の回復が遅れているものの、堅調な豪州市場に加え北米は徐々に回復基調となりました。国内マンション改修市場における床材も堅調に推移したことに加え製品値上げ効果もあり、事業全体では増収となりました。

その結果、建築資材事業セグメントの売上高は444億2百万円（前年同期比0.9％減）、営業利益は29億8千3百万円（前年同期比20.1％増）となりました。

環境資材事業セグメント

アグリ事業は、肥料市況の低迷や各種農業資材の高騰による生産者の買い控えが継続し、ハウス関連資材の出荷も低調に推移したため、減収となりました。

インフラマテリアル事業は、ハウエル管の需要が回復し、回転成形製品および土木シート・シールドは旺盛な需要により好調を維持したため、事業全体では増収となりました。

その結果、環境資材事業セグメントの売上高は540億3千9百万円（前年同期比1.4％減）、営業利益は18億8千4百万円（前年同期比518.6％増）となりました。

高機能材事業セグメント

高機能材事業は、スマートフォンをはじめとしたメモリ需要が回復したことにより、電子回路基板向けのナノ材料は前年を上回りましたが、半導体メーカーの設備投資抑制が継続し、製造装置向け工業用プレート、エンプラ材は低調に推移しました。また、民生用機器などの在庫調整による影響が通年にわたり継続したマイクロモータも前年を下回り、事業全体では減収となりました。

その結果、高機能材事業セグメントの売上高は204億8千万円（前年同期比9.9％減）、営業利益は17億3千1百万円（前年同期比33.5％減）となりました。

機能フィルム事業セグメント

包材事業は、第４四半期に入り回復の兆しがみられるものの、主力の北米市場で流通在庫調整の長期化により北米・南米における生産販売が低水準となり、シュリンクフィルムは大幅な減収となりました。ジッパーテープも国内・海外ともに低調に推移し、減収となりました。

その結果、機能フィルム事業セグメントの売上高は178億2千万円（前年同期比20.6％減）、営業損失は3億4百万円（前年同期は1億2千6百万円の営業利益）となりました。

セグメント別売上高

（単位：百万円）

セグメント	前期		当期	
	金額	構成比	金額	構成比
建築資材事業	44,795	30.7%	44,402	32.3%
環境資材事業	54,816	37.6%	54,039	39.3%
高機能材事業	22,729	15.6%	20,480	14.9%
機能フィルム事業	22,442	15.4%	17,820	12.9%
その他	940	0.7%	839	0.6%
合計	145,725	100.0%	137,581	100.0%

（注）「その他」は、他の事業に含まれないセグメントであり、試験機の販売事業等を含みます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資等の総額は49億4百万円で、その主なものは生産設備の更新等です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、重要な増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

＜2024年度の見通し＞

2024年度の日本経済の見通しにつきましては、各種政策の効果や設備投資などによる内需のけん引もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。一方、中国経済の先行き懸念や人件費、物流コストの増加に伴う物価高の長期化等による景気下振れリスクに加え、国際情勢の緊張の高まりや金融資本市場の変動にも十分注意する必要があり、引き続き、予断を許さない状況です。

＜中期経営計画の策定＞

このような環境のもと、タキロンシーアイグループとしましては、グループ企業理念の再整理を行うとともに、新中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）「Go Beyond 2026 革新」を策定し、「①安定的に連結純利益60億円以上を稼ぐ」「②将来100億円を稼ぐための構造改革の実行」の2つを基本方針として中期経営計画の初年度をスタートしました。この2つの基本方針のもとで、具体的な主要施策として「1. グループ経営の最適化」「2. 新製品・新事業の創出」「3. 現場力の徹底的な強化」「4. 海外ビジネスの拡大」「5. M&Aの加速」の5つに注力し、計画達成に向け邁進してまいります。

グループ企業理念

新たに「行動指針」「尊重すべき価値観」を策定。当社グループで働く全員で共有し、全社一丸となって中期経営計画を推進する。

■ 企業メッセージ
「今日を支える、明日を変える。」

■ アクション・スローガン
Go Beyond 革新
昨日までの発想を越えてゆこう
会社の当たり前を越えてゆこう
お客さまの期待を越えてゆこう

グループ企業理念
（普遍的な根幹の考え）

使命
「人と地球にやさしい未来を創造する」

（新設）**行動指針**
「未知に挑み　未来をカタチにする」

（新設）**尊重すべき価値観**

充実人生 経営宣言	安全　基本理念	環境理念
充実した人生に、良質な職場を提供する	安全は全てに優先する	私たちは常に地球環境保護のことをこころがけ、人と地球と未来にやさしいものづくりをめざします

サステナビリティ基本方針

実践
（方針・計画・実行）

取組方針(財務資本、R&D、生産･品質、人権、人材、サステナビリティ等)

中期経営計画

事業活動

基本方針

①安定的に連結純利益60億円以上を稼ぐ
②将来100億円を稼ぐための構造改革の実行

主要施策

1. グループ経営の最適化	■ 赤字グループ会社の撲滅 ■ 全体最適を見据えた生産体制の再編 ■ 関係会社の個社別成長戦略の実行
2. 新製品・新事業の創出	■ 新総合研究所設立による技術力の集約と重点注力事業の強化･育成 ■ 高付加価値分野への研究ポートフォリオの展開と経営資源投入 ■ 顧客ニーズを超える商品開発に向けた新技術の創出・導入 ■ 戦略的な知財獲得による競争優位性の確立
3. 現場力の徹底的な強化	■ 製造コスト低減のあくなき追求 ■ 他社に打ち勝つ営業の実践 ■ 効率化・省力化の推進（DX含む） ■ 戦略的な原材料購買体制の構築
4. 海外ビジネスの拡大	■ 北米・欧州エリアへの販売強化と収益回復 ■ 中国エリアでの現地販売強化とアジアエリアの拡販・シェア奪回 ■ 本社支援による海外駐在促進による活動強化
5. M&Aの加速	■ 石化メーカー事業再編対応および残存者利益の獲得を追求したM&A ■ 技術の獲得、海外事業拡大および販売拡大を追求したM&A

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第126期 (2020.4.1~2021.3.31)	第127期 (2021.4.1~2022.3.31)	第128期 (2022.4.1~2023.3.31)	第129期 (2023.4.1~2024.3.31)
売　上　高　(百万円)	134,470	141,936	145,725	137,581
経　常　利　益　(百万円)	8,807	9,084	5,923	6,501
親会社株主に帰属する当期純利益　(百万円)	5,332	6,660	2,460	5,102
1株当たり当期純利益　(円)	54.77	68.47	25.30	52.42
総　資　産　(百万円)	142,743	147,061	149,274	156,194
純　資　産　(百万円)	87,367	92,055	92,658	97,046
1株当たり純資産　(円)	880.28	928.28	937.34	993.32

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、それぞれ自己株式を控除した株式数によって算出しております。
2. 第127期から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用しております。

●売上高 (単位：百万円)

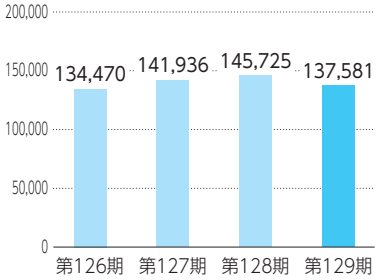

●経常利益 (単位：百万円)

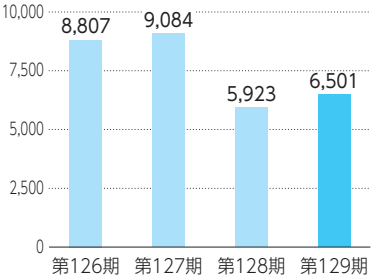

●親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

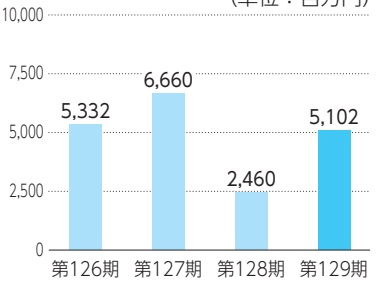

●1株当たり当期純利益 (単位：円)

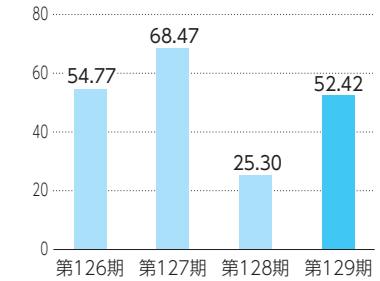

●総資産／純資産 (単位：百万円)

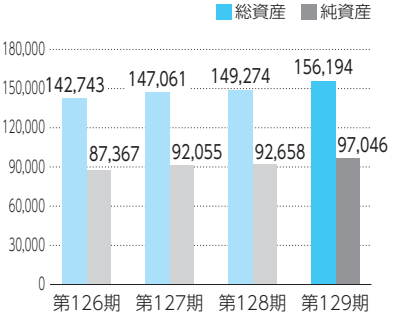

●1株当たり純資産 (単位：円)

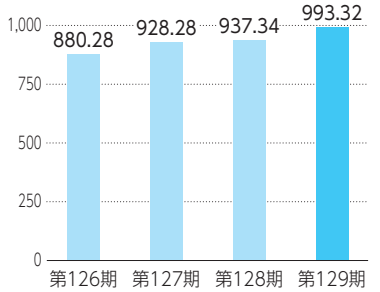

(6) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
建築資材事業	波板、ポリカーボネートプレート、ポリカーボネート加工品、畜産資材製品、FRP製品、防煙垂れ壁、雨どい、管工機材製品、研ぎ出し流し、雨水貯留浸透槽製品、プラスチック看板および屋外広告物、サイネージ、LED表示器、防滑性ビニル長尺床材、遮音・防滑性階段用床材、内外装用化粧シート、表面材および木口材、防災製品（軽量パネル止水板）　他
環境資材事業	農業用ビニルフィルム、農業用POフィルム、農業用関連資材、梱包用紐・ロープ、灌水チューブ、土木シート、水膨張性止水材、止水板、プラスチック網状製品、防草シート、高耐圧ポリエチレン管、高耐圧面状排水材、樹脂被覆カラー鉄線、樹脂被覆カラー鋼管、上・下水道施設用覆蓋、上水道施設用傾斜板、下水道管渠リニューアル工法、大型PEタンク　他
高機能材事業	塩ビプレート、ポリカーボネートプレート、PETプレート、その他機能樹脂プレート、複合プレート、プレート加工補助材料、各種機能樹脂切削用材料、フィルタープレス用PP製ろ過板、アセテートシート、マイクロモータ、超微粒子マテリアル　他
機能フィルム事業	包装用シュリンクフィルム、包装用ジッパーテープ　他

(7) 当社の主要な拠点

本社	東京本社（東京都港区港南二丁目15番1号） 大阪本社（大阪市北区梅田三丁目1番3号）
支店	東北（仙台市青葉区）、東京（東京都港区）、中部（名古屋市東区）、大阪（大阪市北区）、中四国（広島市中区）、九州（福岡市博多区）
営業所	札幌（札幌市中央区）
工場	網干（兵庫県たつの市）、揖保川（兵庫県たつの市）、安富（兵庫県姫路市）、東京（茨城県かすみがうら市）、滋賀（滋賀県湖南市）、栃木（栃木県芳賀郡）、岡山（岡山県新見市）、平塚（神奈川県平塚市）、佐野（栃木県佐野市）
研究所	総合（滋賀県湖南市）

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、伊藤忠商事株式会社であり、同社は当社の株式を54,142千株（議決権比率55.5%）保有しております。当社は同社との間に、原材料等の仕入の取引関係があります。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 親会社との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、少数株主保護のため、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

原材料等の仕入取引については、市場価格を勘案して決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、すべての取引について、あらかじめ定められた各種規程に基づき、厳格な運営を行っており、特に親会社との間の重要な取引については、独立社外取締役が委員の過半数を占めるガバナンス委員会に諮問し答申を得たうえで当該取引の適正性・合理性を確認しており、取締役会としては、適正性・合理性は確保され、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

③ 親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要

該当事項はありません。

④　重要な子会社の状況

会　社　名	本店所在地	資　本　金	出資比率	主　要　な　事　業　内　容
三和サインワークス株式会社	大阪市北区	90百万円	93.64%	プラスチック製品の加工・製造、屋外広告物の製作販売ならびに設置工事
タキロンシーアイプラス株式会社	東京都港区	70百万円	100.00%	エクステリア、建材、住設機器、管工機材、家庭日用品の販売
タキロンマテックス株式会社	東京都港区	50百万円	100.00%	建築内装資材の販売、建築内装工事の施工請負、プラスチック製品の販売
BONLEX EUROPE S.r.l.	イタリア ヴェネト州	5,300千 ユーロ	100.00%	建築用資材の製造販売
タキロンシーアイアグリ株式会社	札幌市 中央区	301百万円	100.00%	農業用資材ならびに機材の加工、販売 合成樹脂およびゴム製雑貨類の加工、販売
シーアイマテックス株式会社	東京都港区	250百万円	100.00%	農業用資材、肥料の販売
ダイライト株式会社	茨城県 龍ケ崎市	99百万円	91.62%	合成樹脂製タンク等の製造および販売
タキロンシーアイシビル株式会社	大阪市北区	859百万円	100.00%	各種プラスチックス製品の製造、加工ならびに各種機械、器具、装置および金型の設計、製作および販売 土木・建設工事の請負ならびに設計監理
Bonset America Corporation	米国 ノースカロライナ州	10,000千 米ドル	100.00%	包装用シュリンクフィルムの製造販売

（注）　1. 当社は、2023年12月8日付でタキロンシーアイサプライ株式会社を新規設立いたしました。
2. 当事業年度末日における連結子会社は22社（上記の重要な子会社を含む。）および持分法適用子会社は1社となりました。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数
建築資材事業	715名 (212名)
環境資材事業	911名 (215名)
高機能材事業	461名 (76名)
機能フィルム事業	356名 (23名)
全社 (共通)	575名 (154名)
合計	3,018名 (680名)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している者であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,068名	27名減	44歳8カ月	19年7カ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,657百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,205百万円

2.当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　普通株式　220,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　普通株式　97,597,530株

（うち自己株式　22,211株）

(注) 2023年8月22日付で譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことにより、発行済株式の総数は43,875株増加しております。

(3) 株主数　11,008名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	54,142 千株	55.49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,314	6.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,525	2.59
MSIP CLIENT SECURITIES	1,710	1.75
タキロンシーアイ持株会	1,313	1.37
株式会社カネカ	1,025	1.05
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	989	1.01
渡辺パイプ株式会社	874	0.90
野村信託銀行株式会社(投信口)	580	0.59
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	501	0.51

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 自己株式には、役員向け株式交付信託に係る信託口が保有する当社株式（212,900株）は含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式報酬	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	譲渡制限付株式報酬	17,160株	4名

3.会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏　名	地　位	担当および重要な兼職の状況
齋藤 一也	取締役会長	
福田 祐士	代表取締役社長	クオンタムソリューションズ株式会社社外取締役
玉木 敏夫	取締役 常務執行役員	経営企画本部長 兼 CCO
福島 昇	取締役 常務執行役員	経営管理本部長 兼 CIO
羽多野 憲一	取締役	
高坂 佳詩子	取締役	弁護士法人色川法律事務所 弁護士 株式会社カネミツ社外監査役
貝出 健	取締役	
岡嶋 俊郎	常勤監査役	
金富 正道	監査役	伊藤忠商事株式会社 エネルギー・化学品カンパニー CFO
大砂 雅子	監査役	金沢工業大学産学連携室教授 日比谷総合設備株式会社社外取締役 EIZO株式会社社外取締役［監査等委員］
荒木 隆志	監査役	荒木隆志公認会計士事務所所長 トランザクション・サポート株式会社代表取締役 荒木隆志税理士事務所所長

(注) 1. 取締役 羽多野憲一、高坂佳詩子、貝出健の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 大砂雅子、荒木隆志の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 金富正道氏は、伊藤忠商事株式会社において長年にわたり監査部門に携わり、監査役 荒木隆志氏は、公認会計士および税理士であり、ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役会長 齋藤一也氏は、2024年3月31日をもって辞任いたしました。
5. 監査役 金富正道氏は、2024年3月31日をもって辞任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏　名	新	旧	異動年月日
玉木 敏夫	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 CCO	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 循環適応型素材事業推進担当 兼 CCO	2023年10月1日

7. 2024年4月1日付の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏　名	新	旧
玉木 敏夫	取締役 常務執行役員 高機能材事業本部長 兼 高機能材事業部長	取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 CCO
福島 昇	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 兼 CCO	取締役 常務執行役員 経営管理本部長 兼 CIO

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等の主要な業務執行者であります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役等（非業務執行取締役を除く取締役および執行役員）の報酬制度は、当社の経営計画および経営方針にて求められる役割を果たすことを目指すものであり、下記により構成する。

イ．基本方針

- 持続的な成長を実現する為、中長期的な企業価値と連動した報酬とする。
- 失敗を恐れず自発的かつ積極的にチャレンジを促すものとする。
- 優秀な人材を確保・維持するうえで、当社が適切と考える水準を同業他社と比較して設定する。
- 社外取締役が半数以上かつ委員長を務める指名・報酬委員会の審議を経ることで、客観性と透明性を確保する。

ロ．役員報酬の構成

当社取締役等の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等として短期インセンティブ（賞与）および非金銭報酬等として中長期インセンティブ（株式報酬）の3つにより構成される。

また、報酬等の種類ごとの比率の目安は、固定報酬、短期インセンティブ（賞与）、中長期インセンティブ（株式報酬）＝61：28：11とする（KPIを100％達成した場合の比率、利益連動賞与は除く。）。

種類	項目	内容
固定報酬	基本報酬	固定報酬は、役員の実績および能力に応じて決定する役位に加えて同一役位内にあっても経営に対する役割の大きさも評価した上で決定するものとし、月額報酬として支給する。
短期インセンティブ（賞与） 業績連動賞与および利益連動賞与で構成する。	業績連動賞与	業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるべく、当該事業年度の連結営業利益および連結当期純利益の達成率を反映したものとし、さらに役員個々の定性・定量評価を反映して算出した金額を毎年一定の時期に支給する。
	利益連動賞与	利益連動賞与は、当該事業年度の連結当期純利益が過去の連結当期純利益の水準を超過した額および役位に応じて定める金額を毎年一定の時期に支給する。
中長期インセンティブ（株式報酬） 株式交付信託（業績連動）および事前交付型譲渡制限付株式報酬で構成する。	株式交付信託（業績連動）	株式交付信託は、当該事業年度の連結営業利益の達成率を踏まえて毎年一定の時期に役位に応じて付与されるポイント相当分を役員退任時に株式および金銭に代えて支給する。
	事前交付型譲渡制限付株式報酬	譲渡制限付株式は、企業価値向上、株主との価値共有を図るべく、役位に応じて定める株式数を毎年一定の時期に譲渡制限付株式として支給し、退任時に譲渡制限を解除する。

ハ．役員個人別の報酬等の決定の委任

個人別の報酬額については、本件に関し取締役会より委任を受けた取締役会長または取締役社長いずれかが最終決定権を有するものとする。その委任された権限は、個人別の固定報酬の額、賞与の基準体系および役員個々の定性・定量評価を反映させた個人別の賞与額について立案し、指名・報酬委員会の審議・答申を尊重して最終決定するものとする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の原案を作成するよう指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第111期定時株主総会において年額420百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第126期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の株式交付信託は、1事業年度あたり上限30,000ポイント、対象期間3年間の拠出金額の上限は合計金90百万円以内、譲渡制限付株式報酬制度の限度額は、年額20百万円以内と決議されております。いずれも当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年2月24日開催の臨時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会決議の効力発生日（2017年4月1日）時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会より委任を受けた取締役社長福田祐士が個人別の固定報酬の額、賞与の基準体系および役員個々の定性・定量評価を反映させた個人別の賞与額について立案し、指名・報酬委員会の審議・答申を尊重して決定をしています。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには取締役社長が最も適しているからであります。

なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会にて定めた「株式交付規程」「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤　取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数
		基本報酬	賞与	株式報酬		
				株式交付信託	譲渡制限付株式	
取締役 （うち社外取締役）	211.9 (26.4)	165.7 (26.4)	28.6 (－)	8.5 (－)	9.1 (－)	9名 (3名)
監査役 （うち社外監査役）	39.6 (13.2)	39.6 (13.2)	－	－	－	4名 (2名)
合計 （うち社外役員）	251.5 (39.6)	205.3 (39.6)	28.6 (－)	8.5 (－)	9.1 (－)	13名 (5名)

（注）
1. 上記には、2023年6月28日開催の第128期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および2024年3月31日に退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。
2. 非業務執行取締役および監査役の報酬は、固定報酬のみであります。
3. 賞与の額は、当事業年度の連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の見込み額から算出した当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。当該業績指標を選定した理由は業績への寄与を反映するものであるからです。なお、実績は、連結営業利益6,228百万円、親会社株主に帰属する当期純利益5,102百万円であります。
4. 株式報酬は、株式交付規程に基づき当事業年度に費用計上した額および譲渡制限付株式報酬規程に基づき当事業年度に取締役に割り当てられた額であります。
5. 2006年6月29日開催の第111期定時株主総会決議による取締役報酬限度額は、年額420百万円以内、2017年2月24日開催の臨時株主総会決議による監査役報酬限度額は、年額70百万円以内であります。
6. 上記（注）5.とは別枠で2021年6月25日開催の第126期定時株主総会決議による業績連動型株式報酬制度の株式交付信託は、1事業年度あたり上限30,000ポイント、対象期間3年間の拠出金額の上限は合計金90百万円以内、譲渡制限付株式報酬制度の限度額は、年額20百万円以内であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先
取締役	高　坂　佳詩子	弁護士法人色川法律事務所弁護士 株式会社カネミツ社外監査役
監査役	大　砂　雅　子	金沢工業大学産学連携室教授 日比谷総合設備株式会社社外取締役 EIZO株式会社社外取締役［監査等委員］
監査役	荒　木　隆　志	荒木隆志公認会計士事務所所長 トランザクション・サポート株式会社代表取締役 荒木隆志税理士事務所所長

(注) 重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	羽多野　憲　一	取締役会18回すべてに出席し、長年総合化学メーカーの経営に携わって培われた豊富な経験と知見に基づき、適切な経営の意思決定と監督の遂行のために積極的な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たすとともに、ガバナンス委員会の一員として活発な審議に参画しております。
取締役	高　坂　佳詩子	取締役会18回すべてに出席し、弁護士として高度な専門性と企業法務に関する豊富な知見を活かし、適切な経営の意思決定と監督の遂行のために積極的な発言を行っております。また、指名・報酬委員会およびガバナンス委員会の一員として活発な審議に参画しております。
取締役	貝　出　　健	取締役会18回すべてに出席し、長年総合化学メーカーの経営に携わって培われた豊富な経験と知見に基づき、適切な経営の意思決定と監督の遂行のために積極的な発言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員長として審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
監査役	大　砂　雅　子	取締役会18回中17回、監査役会20回中19回にそれぞれ出席し、日本貿易振興機構（ジェトロ）での勤務や大学教授としての活動を通して培われた経験と知見および国際経済を中心とした高度な専門性と多様性に基づき、積極的な発言を行っております。
監査役	荒　木　隆　志	取締役会18回すべて、監査役会20回すべてにそれぞれ出席し、監査法人や自身が代表を務める財務アドバイザリー会社での活動を通して培われた豊富な経験と知見および公認会計士・税理士としての財務・会計に関する高度な専門性や見識に基づき、積極的な発言を行っております。また、ガバナンス委員会の一員として活発な審議に参画しております。

以　上

連結貸借対照表（2024年3月31日現在）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**103,921**
現金及び預金	6,661
受取手形、売掛金及び契約資産	32,215
電子記録債権	16,284
商品及び製品	16,793
仕掛品	3,747
原材料及び貯蔵品	6,663
預け金	19,552
その他	2,030
貸倒引当金	△24
固定資産	**52,272**
有形固定資産	**39,386**
建物及び構築物	13,133
機械装置及び運搬具	9,579
土地	12,681
リース資産	193
建設仮勘定	1,155
その他	2,643
無形固定資産	**3,083**
その他	3,083
投資その他の資産	**9,802**
投資有価証券	2,058
繰延税金資産	2,644
退職給付に係る資産	2,196
その他	2,914
貸倒引当金	△11
資産合計	**156,194**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**48,105**
支払手形及び買掛金	23,104
電子記録債務	5,457
短期借入金	6,978
リース債務	196
未払法人税等	2,638
未払消費税等	1,020
賞与引当金	2,162
役員賞与引当金	237
設備関係支払手形	366
その他	5,941
固定負債	**11,042**
リース債務	1,425
繰延税金負債	820
製品保証引当金	632
株式給付引当金	93
退職給付に係る負債	5,879
資産除去債務	159
その他	2,031
負債合計	**59,147**
純資産の部	
株主資本	**92,785**
資本金	15,216
資本剰余金	31,072
利益剰余金	46,642
自己株式	△146
その他の包括利益累計額	**3,926**
その他有価証券評価差額金	466
繰延ヘッジ損益	△3
為替換算調整勘定	1,790
退職給付に係る調整累計額	1,673
非支配株主持分	**334**
純資産合計	**97,046**
負債・純資産合計	**156,194**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：百万円）

連結損益計算書（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

科目	金額	
売上高		137,581
売上原価		100,456
売上総利益		37,125
販売費及び一般管理費		30,896
営業利益		6,228
営業外収益		
受取利息及び配当金	125	
受取賃貸料	141	
持分法による投資損益	46	
その他	477	790
営業外費用		
支払利息	298	
賃貸収入原価	75	
その他	143	517
経常利益		6,501
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	319	
ゴルフ会員権売却益	14	
関係会社売却益	41	
負ののれん発生益	517	899
特別損失		
固定資産処分損	49	
減損損失	20	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	50	
事業整理損	492	613
税金等調整前当期純利益		6,787
法人税、住民税及び事業税	3,091	
法人税等調整額	△1,245	1,845
当期純利益		4,941
非支配株主に帰属する当期純損失		160
親会社株主に帰属する当期純利益		5,102

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。　　（単位：百万円）

貸借対照表（2024年3月31日現在）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**73,063**
現金及び預金	3,565
受取手形	1,287
電子記録債権	5,230
売掛金	11,960
商品及び製品	9,699
仕掛品	1,201
原材料及び貯蔵品	1,968
前払費用	74
短期貸付金	15,292
1年内回収予定の長期貸付金	1,660
未収入金	1,561
預け金	19,552
その他	14
貸倒引当金	△5
固定資産	**43,762**
有形固定資産	**21,378**
建物	6,707
構築物	526
機械及び装置	2,687
車両運搬具	58
工具、器具及び備品	864
土地	10,251
リース資産	33
建設仮勘定	249
無形固定資産	**2,608**
ソフトウエア	2,581
リース資産	4
その他	22
投資その他の資産	**19,775**
投資有価証券	1,647
関係会社株式	10,543
関係会社出資金	1,446
長期貸付金	302
長期前払費用	217
賃貸用資産	1,152
前払年金費用	1,095
繰延税金資産	2,327
その他	1,239
貸倒引当金	△195
資産合計	**116,826**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**29,993**
電子記録債務	994
買掛金	15,371
短期借入金	6,426
リース債務	16
未払金	1,739
未払費用	764
未払法人税等	1,695
未払消費税等	360
賞与引当金	1,258
役員賞与引当金	97
契約負債	36
預り金	1,099
設備関係支払手形	126
その他	4
固定負債	**4,734**
リース債務	31
株式給付引当金	93
退職給付引当金	3,632
製品保証引当金	267
資産除去債務	89
その他	619
負債合計	**34,727**
純資産の部	
株主資本	**81,509**
資本金	**15,216**
資本剰余金	**28,560**
資本準備金	14,689
その他資本剰余金	13,871
利益剰余金	**37,878**
利益準備金	1,223
その他利益剰余金	36,655
配当準備積立金	200
固定資産圧縮積立金	96
別途積立金	3,750
繰越利益剰余金	32,608
自己株式	**△146**
評価・換算差額等	**588**
その他有価証券評価差額金	591
繰延ヘッジ損益	△3
純資産合計	**82,098**
負債・純資産合計	**116,826**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：百万円）

損益計算書（自2023年4月1日　至2024年3月31日）

科目	金額	
売上高		68,380
売上原価		47,848
売上総利益		20,531
販売費及び一般管理費		17,202
営業利益		3,328
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,188	
受取賃貸料	139	
その他	296	1,624
営業外費用		
支払利息	188	
賃貸収入原価	75	
貸倒引当金繰入額	108	
その他	93	466
経常利益		4,486
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	8	
投資有価証券売却益	1,287	
ゴルフ会員権売却益	9	1,305
特別損失		
固定資産処分損	21	
減損損失	17	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	50	
関係会社株式評価損	294	
関係会社整理損	550	934
税引前当期純利益		4,856
法人税、住民税及び事業税	1,731	
法人税等調整額	△743	988
当期純利益		3,868

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：百万円）

連結計算書類に係る会計監査人　監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

タキロンシーアイ株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河津誠司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上田博規

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タキロンシーアイ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキロンシーアイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人　監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

タキロンシーアイ株式会社
　監査役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河津誠司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上田博規

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タキロンシーアイ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会　監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第129期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、監査役会で審議し、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査の方法、職務の分担等を含む監査計画を定め、毎月定期的に監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネットによるWeb会議システム等も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、当社の取締役会において子会社を所管する本部の執行役員（会社との委任契約に基づき、会社の業務の執行を担当する役員をいう。）から定期的に事業及び財産並びに経営上のリスク管理の状況等の報告を受け、また子会社の監査役と意思疎通及び情報の交換、会計監査人及び内部監査室等による往査結果報告会に出席し、必要に応じて説明を求めるほか、監査計画に計画された子会社の往査を行い実態の把握に努めました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第五号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

タキロンシーアイ株式会社　監査役会

常勤監査役　岡　嶋　俊　郎　㊞

監査役（社外監査役）　大　砂　雅　子　㊞

監査役（社外監査役）　荒　木　隆　志　㊞

以　上

第129期 定時株主総会
会場ご案内図

［株主総会会場］

ホテルグランヴィア大阪 20階 名庭（なにわ）の間

大阪市北区梅田三丁目1番1号　TEL 0570-06-1235(ナビダイヤル)

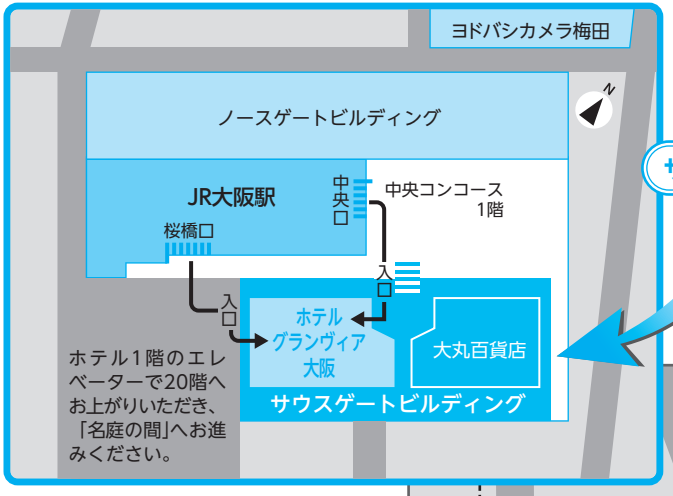



交通のご案内

JR大阪駅
1階中央口改札を出て右手すぐ

当日は駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT